

グリーン調達ガイドライン

(第4版)

改訂発行：2025年 10月 1日

SBS東芝ロジスティクス株式会社

〒160-6125 東京都新宿区西新宿8-17-1

住友不動産新宿グランドタワー25階

経営企画部 電話：050-1741-3018

安全品質統括部 電話：050-1741-3027

目 次

1. はじめに

2. 目的

3. グリーン調達基準

3. 1 環境管理システム（EMS）の構築

3. 2 TLOGグループ環境関連物質リスト

4. 調達取引先様へのお願い事項

4. 1 調達取引先様での環境保全の推進

4. 2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等の供給

4. 3 各種調査へのご協力

4. 3. 1 調達取引先様の環境保全活動の調査

4. 3. 2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査

4. 3. 3 調達品の含有化学物質（群）に関する調査

5. 添付資料

別表1 ランクA：禁止物質（群）

別表2 ランクB：管理物質（群）

1. はじめに

SBS東芝ロジスティクス株式会社（以下、「当社」という）では、以下の環境方針を掲げ、環境経営を推進しております。

SBS東芝ロジスティクス株式会社 環境方針

当社は「かけがえのない地球環境を、健全な状態で次世代に引き継いでいくことが私たちの基本的責務」との認識に立ち、持続可能な社会へ貢献し、「最適な3PLサービス・4PLソリューションを提供する企業」実現します。

1. 事業活動を通じた環境負荷低減を実現させるロジ提案・ロジ改善施策を推進します。
2. 地球環境保護のための天然資源の保全・汚染の予防、地球温暖化防止のための省エネルギーに努めます。
3. 環境法規制、及び当社が受入れた要求事項を遵守します。
4. 環境マネジメントシステムのレビューにより、環境経営の継続的な改善を図ります。
5. 地域・社会との協調連帯により、環境活動を通じて社会に貢献し、積極的情報開示とコミュニケーションを推進します。

私たちが取り組むべき課題は多種多様ですが、製品を「はこぶ・とどける」段階から、お客様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす・かえす」段階まで、様々な環境影響を総合的に評価する必要があります。

当社では「はこぶ・とどける」段階での取り組みとして、グリーン調達を推進し、積極的に環境保全を推進している当社のお客様の要求に応えるとともに、環境法令を順守しています。

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等の納入品や輸送・荷役等の役務を調達することです。

有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである調達取引先様のご協力が欠かせません。

当社では、このたび、「グリーン調達ガイドライン」を新たな法令の制定および改訂に適応する内容といたしました。

調達取引先の皆様には、持続可能な社会構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

SBS東芝ロジスティクス株式会社
経営企画部
安全品質統括部

2. 目的

本ガイドラインは、当社およびそのグループ会社（以下、当社と総称して「TLOGグループ」という。）におけるグリーン調達に関する基本的な考え方であるグリーン調達基準を示し、合わせて納入して頂く部品、材料、副資材等（以下、納入品という）について、調達取引先様にお願いする具体的内容について示しています。

本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通じて、調達取引先様とともに地球環境保全に取り組んでまいります。

3. グリーン調達基準

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等の納入品や輸送・荷役等の役務を調達することと考えています。そのために、以下のようなTLOGグループ共通のグリーン調達基準を定め、グリーン調達を推進しています。

3. 1 環境管理システム（EMS）の構築

環境経営の推進の取り組みの一環として環境管理システムを運用・構築し、ISO14001認証取得または、エコアクション21もしくはグリーン経営認証の認証取得を進めています。

また、調達にあたっては、EMS等の構築をはじめとする環境活動への積極的な取り組みを実施されている調達取引先様を優先します。

3. 2 TLOGグループ環境関連物質リスト

「TLOGグループ環境関連物質リスト」を定め、以下の通り、「ランクA：禁止物質（群）」と「ランクB：管理物質（群）」の2つのカテゴリーに分けて、調達品の含有化学物質を管理します。

区 分	判 断 基 準	該当物質（群）
ランクA （禁止物質（群））	TLOGグループにおいて調達品（包装材料含む）への含有を禁止する物質（群）。国内外の法規制で製品（包装材料含む）への使用が禁止または制限されている物質（群）。	別表1
ランクB （管理物質（群））	使用実態を把握し、削減・代替化などの環境負荷低減に努める物質（群）、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）	別表2

なお、法令の改訂および業界動向等の要求に応じる為に、管理内容の追加をお願いする場合があります。

4. 調達取引先様へのお願い事項

TLOGグループでは、グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである調達取引先様に「調達取引先様での環境保全の推進」、「環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給」ならびに「各種調査へのご協力」をお願いしています。調達取引先様には、これらのお願い事項や調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、宜しくお願いします。

4. 1 調達取引先様での環境保全の推進

調達取引先様に積極的な環境保全への取り組み（環境方針策定・システム整備・教育実施等）をお願いします。

4. 2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給

調達取引先様の納入品については、製品含有化学物質の管理として、以下の徹底をお願いします。

(1) 製品含有化学物質管理体制の構築

(2) 有害化学物質の削減等、環境負荷の小さい部品・材料等の調達（グリーン調達）の実施

(3) TLOGグループからお願いする環境関連物質使用状況調査へのご回答

4. 3 各種調査へのご協力

4. 3. 1 調達取引先様の環境保全活動の調査

環境保全活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境保全に対する活動状況を確認させていただきます。

「取引先様の環境保全に関する調査」のご提出をお願いします。

4. 3. 2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査

製品含有化学物質の管理体制を構築・維持いただくため、調達取引先様の化学物質管理体制を調査します。

4. 3. 3 調達品の含有化学物質（群）に関する調査

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質（群）の含有状況を調査します。納入品の種類や必要性に応じて、お願いする調査内容は異なる場合があります。お願いする調査は、主に以下の項目です。

＜調査項目＞

1) 「環境関連物質含有状況報告書」による禁止物質の不含有確認

2) 分析機関発行の証明書の提出

5. 添付資料 TLOGグループ環境関連物質リスト

別表1 ランクA：禁止物質（群）

番 号	物質（群）名	TLOGグループへの 納入品において禁止す る時期	TLOGグループへの納入品において 禁止する含有濃度の閾値
A 0 1	アスベスト類	既に禁止	意図的添加の禁止
A 0 2	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成 するものに限る）	既に禁止	意 図 的 添 加 の 禁 止、 及 び 特定アミンとして 30ppm
A 0 3	カドミウム及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止、 及び 100ppm (*1, *2)
A 0 4	六価クロム化合物	既に禁止	意図的添加の禁止、 及び 100ppm (*1, *2)
A 0 5	鉛及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止、 及び 100ppm (*1, *2)
A 0 6	水銀及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止、 及び 100ppm (*1, *2)
A 0 7	オゾン層破壊物質（例：C F C 類、H C F C 類、 H B F C 類、四塩化炭素等）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 0 8	ポリ臭化ビフェニル類（略称：P B B 類）	既に禁止	意図的添加の禁止、及び 1000ppm (*1)
A 0 9	ポリ臭化ビフェニルエーテル類（略称：P B D E 類）	既に禁止	意図的添加の禁止、及び 1000ppm (*1, *6)
A 1 0	ポリ塩化ビフェニル類（略称：P C B 類）	既に禁止	意図的添加の禁止、 及び：50ppm
A 1 1	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上のものに 限る）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 1 2	放射性物質	既に禁止	意図的添加の禁止
A 1 3	一部（炭素鎖長 1 0 ～ 1 3）の短鎖型塩化パラ フィン	既に禁止	意図的添加の禁止 及び：1000ppm
A 1 4	トリブチルスズ（略称：T B T）、トリフェニ ルスズ（略称：T P T）	既に禁止	意図的添加の禁止、及びスズと して 1000ppm (*3)
A 1 5	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（略称：T B T O）	既に禁止	意図的添加の禁止、及びスズと して 1000ppm (*3)
A 1 6	4－アミノジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 1 7	1， 2， 3， 4， 1 0， 1 0－ヘキサクロロー 1， 4， 4 a， 5， 8， 8 a－ヘキサヒドロ エキソ－1， 4－エンド－5， 8－ジメタノナ フタレン（別名：アルドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 1 8	1， 2， 4， 1 0， 1 0－ヘキサクロロー 6， 7－エポキシ－1， 4， 4 a， 5， 6， 7， 8， 8 a－オクタヒドロ－エンド－1， 4－エンド －5， 8ジメタノナフタレン（別名：エンドリ ン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 1 9	黄りん（例：マッチの火薬に含有している場合 がある）	既に禁止	意図的添加の禁止

番 号	物質（群）名	TLOGグループへの納入品において禁止する時期	TLOGグループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
A 2 0	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名：クロルデン又はヘプタクロル）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 1	N, N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 2	ダイオキシン類	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 3	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名：DDT）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8ジメタノナフタレン（別名：ディルドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 5	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ〔2. 2. 1〕ヘプタン（別名：トキサフェン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 6	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 7	β -ナフチルアミン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 8	4-ニトロジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 9	ビス（クロロメチル）エーテル	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 0	ヘキサクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 1	ベンジジン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 2	ベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止、
A 3 3	2-（2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止及び規制値：1000ppm
A 3 4	ドデカクロロペンタシクロ〔5. 3. 0. 0（2, 6）. 0（3, 9）. 0（4, 8）〕デカン（別名：マイレックス）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 5	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス（4-クロロフェニル）エタノール（別名：ケルセン又はジコホル）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 6	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン（別名：六塩化ブタジエン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 7	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名：PFOS）又はその塩	既に禁止	意図的添加の禁止、及び規制値：1000ppm（表面処理の場合 1 μ g/m ² ）
A 3 8	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホンル）＝フルオリド（別名：PFOSF）	既に禁止	意図的添加の禁止

番 号	物質（群）名	TLOGグループへの納入品において禁止する時期	TLOGグループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
A 3 9	ポリ塩化ターフェニル（略称：PCT類）	既に禁止	意図的添加の禁止及び規制値 50ppm
A 4 0	三置換有機スズ化合物（A 1 4, A 1 5 を除く）	既に禁止	意図的添加の禁止、及びスズとして 1000ppm（*3）
A 4 1	フマル酸ジメチル（略称：DMF）	既に禁止	意図的添加の禁止、及び規制値：0.1ppm
A 4 2	ペンタクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 3	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名：α-ヘキサクロロシクロヘキサン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 4	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名：β-ヘキサクロロシクロヘキサン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 5	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名：γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 6	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0 ^{2,6} .0 ^{3,9} .0 ^{4,8}]デカン-5-オン（別名：クロルデコン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 7	ジオクチルスズ化合物（略称：DOT）	既に禁止	意図的添加の禁止、及びスズとして 1000ppm（*3、*4）
A 4 8	ジブチルスズ化合物（略称：DBT）	既に禁止	意図的添加の禁止、及びスズとして 1000ppm（*3、*4）
A 4 9	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド（別名：エンドスルファン又はベンゾエピン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 5 0	ヘキサブROMシクロドデカン（略称：HBCD）	既に禁止	意図的添加の禁止、及び規制値：100ppm
A 5 1	一部の多環芳香族炭化水素類（PAHs）	既に禁止	規制値：1ppm 未満(*4)
A 5 2	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（略称：DEHP）	既に禁止	意図的添加の禁止、及び規制値：1000ppm(*5)
A 5 3	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	既に禁止	意図的添加の禁止、及び規制値：1000ppm(*5)
A 5 4	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	既に禁止	意図的添加の禁止、及び規制値：1000ppm(*5)
A 5 5	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	既に禁止	意図的添加の禁止、及び規制値：1000ppm(*5)
A 5 6	リン酸トリアリールイソプロピル化物（略称：PIP（3:1））	既に禁止	意図的添加の禁止（*6）

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。禁止する含有濃度の閾値で数値記載があるものは、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。

- (※ 1) 算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、欧州R o H S指令で規制されていない用途、或いは適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。
- (※ 2) 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物)の総量として重量比1 0 0 p p mを含有濃度の閾値とします。金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。
尚、上記以外の用途の場合には意図的添加の禁止かつ物質毎の重量比1 0 0 0 p p m (カドミウムのみ 100ppm) を含有濃度の閾値とします。
- (※ 3) 算出する場合の分子は金属スズ(S n)としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位(D B Tのみ混合物も含む)とします。
- (※ 4) 欧州R E A C H規制付属書XVII記載の用途と物質群を対象とします。適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。
- (※ 5) 算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州R o H S指令で規制されていない、或いは、適用外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。
- (※ 6) 米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA) 第6条(h)項に基づき、難分解性、生体蓄積性および毒性(PBT)を有する5種の化学物質、当該物質を含有する製品、及び成形品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象から除外とします。また、PIP(3:1)の内、段階的禁止用途および適用除外用途は対象から除外とします。

別表２ ランクＢ：管理物質（群）

番 号	物質（群）名
B 0 1	アンチモン及びその化合物
B 0 2	ヒ素及びその化合物
B 0 3	ベリリウム及びその化合物
B 0 4	臭素系難燃剤（PBB類（A 0 8）及びPBDE類（A 0 9）を除く）
B 0 5	ニッケル及びその化合物（人体に触れる部分のみ）
B 0 6	フタル酸エステル類（DEHP（A 5 2）、DBP（A 5 3）、BBP（A 5 4）、DIBP（A 5 5）および（B 1 2）で指定されたフタル酸エステル類を除く）
B 0 7	ポリ塩化ビニル及びその他化合物（略称：PVC）
B 0 8	セレン及びその化合物
B 0 9	パーフルオロカーボン（略称：PFC類）
B 1 0	ハイドロフルオロカーボン（略称：HFC類）
B 1 1	六フッ化硫黄
B 1 2	欧州REACH規制のSVHC（認可対象候補物質）（*7）
B 1 3	赤りん（樹脂中の難燃剤用途）
B 1 4	米国TSCA PBT規則（5物質）（DecaBDE（A09）、およびPIP(3:1)（A56）を除く）（*8）

（*7）欧州REACH規制第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

（*8）米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第6条（h）項に基づき、難分解性、生体蓄積性および毒性（PBT）を有する5種の化学物質、当該物質を含有する製品、および成形品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については管理の対象から除外とします。

欧州REACH規制のSVHC（候補物質含む）について
詳細は次のURLをご参照ください。

<http://echa.europa.eu/>

米国TSCAのPBT規則（5物質）について
詳細は次のURLをご参照ください
（ご参考）

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/persistent-bioaccumulative-and-toxic-pbt-chemicals-under>

以 上

改 訂 履 歴

改訂	制改訂年月日	改訂理由及び内容
第1版	2012年 6月 19日	制定
第2版	2013年 4月 1日	配布先を役務供給者へ拡大のため、内容見直し
第3版	2015年 4月 23日	ランクA：調達禁止物質の追加（A 4 9～A 5 5）、 ランクB：管理物質の追加（B 1 3）、物質名訂正（B 0 6、B 0 7）
第4版	2021年 11月 1日	社名およびグループ企業理念、環境方針を改訂 ランクA：禁止物質の追加（A 5 6） ランクB：管理物質の追加（B 1 4） ランクA 0 1～A 5 5 適宜閾値の更新
———	2022年 8月 1日	本社事務所移転に伴い、表紙に記載の住所・電話番号を更新
———	2023年 1月 1日	環境方針の変更に伴い、1. はじめに の環境方針を更新
———	2024年 7月 1日	組織改編に伴い、1. はじめに の部門名を更新
———	2025年 10月 1日	組織改編に伴い、1. はじめに の所管部門名を更新